Ｐ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｑ　Ｐに係る標準税率

Ｒ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｓ　Ｒに係る標準税率

Ｔ　当該道県がＲに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.04＋Ｂ×（0.04－Ｃ）＋Ｄ×0.03＋Ｅ×（0.03－Ｆ）＋Ｇ×0.03＋Ｈ×（0.04－Ｉ）＋Ｊ×0.0225＋Ｋ×（0.03－Ｌ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｆ　当該同県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

Ｇ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とし、当該率が0.01に満たないときは、0.01とする。

Ｊ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｋ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0105＋Ｅ×（0.014－Ｆ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第二十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0105＋Ｅ×（0.014－Ｆ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｃ　当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）